

動畜第 3734 号  
平成27年1月28日

大阪府環境審議会  
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井



大阪府イノシシ保護管理計画の変更  
(大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)の策定)について(諮問)

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### (説明)

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。以下「鳥獣新法」という。）第 7 条の 2 第 1 項に基づき、都道府県知事は、区域内において生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画を定めることができます。

現行の大阪府イノシシ保護管理計画（第 2 期）は、府域全域で拡大するイノシシの被害に対処するため、大阪府環境審議会の答申を経て、平成 28 年度までの 5 年間の計画期間として、平成 24 年 3 月に策定したものです。

大阪府としては、イノシシによる農業被害が依然として高い水準で推移していることから、引き続き、有害鳥獣捕獲や被害防止対策、生息環境の整備などを総合的に推進するため、鳥獣新法第 7 条の 2 第 1 項に基づき、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第 3 期）を策定するとともに、鳥獣新法第 14 条第 2 項及び第 3 項に基づいて、同期間内における環境大臣が定める狩猟の制限の一部を解除するため、鳥獣新法第 7 条の 2 第 3 項において準用する鳥獣新法第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。